

米子市建設工事等の入札結果等の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米子市が発注する建設工事及び測量等業務（以下「工事等」という。）の契約の締結に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に基づき実施する一般競争入札及び指名競争入札の結果等の公表に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象とする工事等は、競争入札に係るものすべてとする。

(公表の内容、時期及び場所)

第3条 公表する内容、時期及び場所は、次の表のとおりとする。

公表する内容	公表する時期	公表する場所
(1) 工事等の名称、場所及び工期	当該入札の執行前	入札担当課
(2) 入札方式、場所及び日時	当該入札の執行前	入札担当課
(3) 予定価格	建設工事の場合 当該入札の執行前 測量等業務の場合 当該入札の執行後	入札担当課
(4) 競争参加資格があると認めた業者名（指名競争入札に付した場合にあっては、指名をした業者名）及びその理由（ただし、理由については、測量等業務を除く。）	当該入札の執行後	入札担当課
(5) 競争参加資格がないと認めた業者名（指名競争入札に付した場合にあっては、指名をしなかった業者名）及びその理由（ただし、理由については、測量等業務を除く。）	当該入札の執行後	入札担当課
(6) 入札を行った業者名及び当該入札者の各回の入札金額	当該入札の執行後	入札担当課

(7) 落札者及び落札金額	当該入札の執行後	入札担当課
(8) 調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格	当該入札の執行後 ただし、当該入札が不調又は不落札となった場合には、公表しない。	入札担当課
(8) 設計担当課	当該入札の執行前	入札担当課
(9) 設計担当者	当該入札の執行後 ただし、当該入札が不調又は不落札となった場合には、公表しない。	入札担当課
(10) 予定価格に係る積算内訳（ただし、米子市情報公開条例（平成17年3月31日条例第22号）に定める非公開情報に該当するもの、又は設計担当課が必要と認めて非公開としたものを除く。）	当該入札に係る工事等の契約後	設計担当課

（公表の期間）

第4条 公表は、当該公表を行った日の属する年度の翌年度の3月31日まで行うものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和4年9月22日から施行する。